

日行連発第670号  
令和4年8月25日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 常住 豊  
許認可業務部  
部長 村山 豪彦

### 建設業法施行規則等の一部改正について（周知）

国土交通省より、建設業法施行規則等の一部改正について周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましては、会員への周知徹底につきご協力くださいますようお願いいたします。

#### 【別添】

- ・建設業法施行規則等の一部改正について（令和4年8月15日付・事務連絡）
- ・1-1 建設業法施行規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第60号）
- ・1-2 規則別記様式第25号の14別紙3（改正後）
- ・1-3 規則別記様式第25号の15（改正後）
- ・2-1 建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件及び経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等を定めた件の一部を改正する告示（令和4年国土交通省告示第827号）
- ・2-2 建設業法第二十七条の二十三第三項の規定による経営事項審査の項目及び基準を定める件（改正後）
- ・2-3 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等を定めた件（改正後）
- ・3-1 経営事項審査の事務取扱いについての改正について（通知）（令和4年8月15日付・国不建第238号）
- ・3-2 経営事項審査の事務取扱いについて（改正後）
- ・3-3 経営事項審査の事務取扱いについて（新旧対照表）